

# 山梨県立中央病院照明機器更新第1期工事に係る仕様書

## 1 件 名

山梨県立中央病院照明機器更新第1期工事

## 2 履行場所

山梨県立中央病院内（山梨県甲府市富士見一丁目1番1号）

- ・地下1階
- ・1階
- ・2階
- ・階段室

## 3 履行期間

令和5年11月15日から令和6年3月15日まで

## 4 履行概要

- (1) 本工事で取り付けるLED照明の台数は別添「照明機器一覧」のとおりとする。ただし、施工前検査により既にLED照明に交換済かつ、十分な寿命が確保されている機器については取付の対象から除く。「照明機器一覧」に記載されている数量は現時点での把握している数量であり、実際の現状と異なることがある。
- (2) 詳細については、「照明機器一覧」を参照すること。

## 5 照明機器の選定

- (1) 照度等の基準は、JIS照度基準総則（JIS Z 9110）に適合するものであること。  
なお、現在の各部屋の照度から著しく低減又は増大することのないよう留意すること。
- (2) 照明機器はLED照明機器とし、省エネ、省CO<sub>2</sub>化に配慮したものとする。（外灯、避難誘導灯、非常用照明を含む。）
- (3) 照明機器は、本体とランプ一体型又はLEDランプ専用機器とし、既存照明の改造等によるLED照明ではない（器具ごと交換する）ものとする。
- (4) LED照明機器の寿命は40,000時間以上の製品とする。
- (5) 照明機器の形状は、原則、既存の蛍光灯照明機器の形状に準ずるものとする。
- (6) 入力電圧は既存機器の電圧により、周波数50Hz、色温度は昼白色（5,000K相当）を基本とするが、空間と調和させる必要がある場合は、電球色（3,000K相当）を選定することもできるものとする。
- (7) LEDランプ、LED照明器具及び付属品等は新品であること。
- (8) 電気用品安全法に適合しているものであること。
- (9) 調理室等、既存の照明が防水・防滴型である場合は、引き続き防水・防滴型とすること。
- (10) トイレ等、既存の照明に人感センサーが設置されている場合は、引き続き人感センサーを設置すること。
- (11) LED光源による不快感（グレア、フリッカー等）を低減する製品を使用すること。
- (12) LED照明により、他の機器類に高調波等の影響を与えない製品を使用すること。

(13) 国際規格シスプル11・15・32に適合していること。

## 6 照明機器の保証

- (1) 対象の全ての照明機器の取付が完了し、適正な動作が確認された日から3年間の保証期間が始まるものとする。
- (2) 照明機器の取付から上記の保証期間が始まるまでの間は試行期間とし、点灯しない等の不具合が発生した場合は、受注者の責任において機能回復する。
- (3) 保証期間中に、発注者から故障等の報告を受けたときは、受注者は速やかに修理しなければならない。ただし、落雷による電圧異常、漏水による外的要素、誤った使用方法等が原因による故障等で、工事方法及び製造元の瑕疵によらない不具合はこの限りでない。
- (4) 保証期間中の保守管理費用は、受注者が負担する。
- (5) 保証期間中の発注者の責による場合の照明機器の機能回復の費用については、その都度、発注者及び受注者の間で協議する。
- (6) 試行を開始した日から、保証期間の満了する日まで、故障時に対応が出来る窓口を設置すること。

## 7 施工前検査

### (1) 作業工程表

LED照明機器の納期、調査期間、作業期間など、必要な作業日数が記載されているものを速やかに提出する。

### (2) 既存照明機器の数量・種類等の調査を行い、LED照明機器の取付数量を確定する。

### (3) 照度測定

LED照明機器を設置する全ての部屋で5カ所以上のポイントを測定する。

測定ポイントの条件は、執務室や会議室などは床面から75センチの高さ、廊下やホールなどは床面から0センチの高さとする。

### (4) 絶縁測定

LED照明機器を設置する全ての回路を測定する。

### (5) 電流測定

LED照明機器を設置する全ての開閉器を測定する。

### (6) 契約電力の変更に必要な書類

設置を完了した後、高圧受電の設備について、契約電力の変更が必要な場合は、必要な書類について事前に確認し不備が生じないようにする。

### (7) その他

ア) LED照明機器の取付位置の確認を行い、作業に支障となるものがある場合は、発注者へ事前に連絡し、作業方法等について協議する。

イ) LED照明機器の搬入場所、作業工具等の仮置き場など作業場所として占有する場所が必要な場合は、あらかじめ発注者の許可を得ておくこと。

ウ) LED照明機器の搬入は、原則、作業日の前日又は作業日当日とし、発注者と協議の上決定する。

エ) 作業用車両及び、廃棄物コンテナ等を病院の敷地内に駐車又は設置する場合は、配置図面及び使用期間等を発注者へ事前に提出し、指示に従い駐車又は設置する。

## 8 施工後調査

### (1) 照度測定

LED照明機器を設置した全ての部屋で施工前検査と同条件で測定する。

### (2) 絶縁測定

LED照明機器を設置した全ての回路を測定する。

### (3) 電流測定

LED照明機器を設置した全ての開閉器を測定する。

## 9 施工方法

(1) 照明機器の撤去、取付作業（調査作業含む）は、原則、外来診療時間以外の時間帯（平日：18:00～翌6:00、土日祝：終日）で行うこととするが、診療に支障がない場所での作業はこの限りでないため、作業日・時間は発注者と協議の上決定する。

(2) 災害対応等により職員が登院する必要が発生した場合、又は予想される場合は、作業を延期する。

(3) 照明機器の設置工事業者は、都道府県における建設工事等入札参加資格者名簿に登録され、工事種別が電気工事である者とする。

(4) 施工場所では、充分なシート養生等を行い、埃やゴミの取り残しが無いようにする。

(5) 廊下や通路等で作業を行う場合は、職員等が安全に通行できるよう配慮する。

(6) 照明器具の取付が吊りボルトの場合は、原則既設吊りボルトを利用する。ただし、それによりがたい場合は、発注者と協議により決定する。

(7) LED照明機器は管理番号を付与し、仕様、設置場所が識別できる管理台帳を作成する。付与した管理番号は、シール等により照明機器へ貼り付ける。

(8) 工具及び予備の機器等は、原則仮置きできないものとする。ただし、発注者が許可した場合を除く。

(9) 工事の範囲で、第1種電気工事士又は認定電気工事従業者の資格を必要とする場合は、その資格を有する者が工事を行う。

(10) 工事適用基準は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版」による。

## 10 発生材の処理等

(1) 撤去した照明機器等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、

適切に処分する。

(2) 撤去した照明機器等は速やかに施設外に搬出し、処分施設へ搬入すること。ただし、事前に発注者の許可を得た場合は、指定された場所へ仮置きできるものとする。

(3) 撤去した照明機器の安定器がPCBを含有している可能性がある場合は、機器の製造者等に問い合わせを行い、含有の可能性があることがわかる検査結果等の資料を添付した上で、発注者に引き渡す。

## 11 提出書類

(1) 作業工程表

(2) 設置完了報告書

(3) 完成図書

・工事概要書

- ・完成図
- ・施工図
- ・機器試験成績書
- ・機器取扱説明書及び保全に関する説明書
- ・保証書
- ・照度測定結果（設置前、設置後）
- ・絶縁測定結果（設置前、設置後）
- ・電流測定結果（設置前、設置後）
- ・管理台帳
- ・保守管理体制図
- ・工事写真
- ・その他必要な書類

完成図書の提出は、製本1部、電子データ1部とする。

## 12 その他

- (1) 履行場所において、本工事とは別の工事等が施工中の場合は、相互の工事に支障が無いように工程の調整を密に行うものとする。
- (2) 調達に関する疑義が生じたときは、発注者及び受注者にて協議する。